

○ 大学評価コンソーシアム情報誌暫定編集部に関する申し合わせ

(令和元年 5 月 29 日幹事会決定)

(趣旨)

第 1 条 情報誌「大学評価と IR」の刊行のために、大学評価コンソーシアム会則第 32 条にもとづき、大学評価コンソーシアム（以下「本会」という。）に暫定編集部（以下「編集部」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 編集部は、次の各号の業務を行う。

- (1) 情報誌の編集に関する事。
- (2) 情報誌の発行に関する事。
- (3) その他、情報誌の刊行に関する事。

(編集長および副編集長)

第 3 条 編集部に編集長および副編集長を置く。

- 2 前条に定めた編集部の業務は、編集長および副編集長の責任において処理する。

(組織)

第 4 条 編集部は、本会の会員から選出される編集部員をもって組織する。

- 2 編集部員のうち、編集長および副編集長は、幹事会で決定する。
- 3 編集長および副編集長以外の編集部員については、編集長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 前条に掲げる編集部員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された編集部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集部員以外の者の支援)

第 7 条 編集長が必要と認めるときは、編集部以外の者を編集補助者に指名できる。

- 2 編集補助者は、本会の会員以外の者でもよいものとする。

(庶務)

第 8 条 編集部の庶務は、編集長および副編集長の指名する者において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則の定めるもののほか、編集部の運営に関し必要な事項は、編集部が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。